

○池田委員長 それでは、日程1、陳情審査に入ります。保健福祉委員会に新たに送付された陳情、送付4-1、HPVワクチン（子宮頸がんワクチン）積極的勧奨再開に関する陳情です。陳情書の朗読は省略いたします。本陳情について、執行機関から情報提供等がありましたら、お願いいたします。

○上村副参事（連絡調整担当） それでは、ご説明いたします。前回の委員会でご報告いたしましたが、千代田区では、令和3年11月の厚生労働省のHPVワクチンの積極的勧奨再開の通知に基づきまして、2月下旬に対象者に対し予診票を一斉配付いたします。

お手元に予診票の写しと一緒に配付します資料をお配りしております。ご覧ください。1枚目が封筒のコピーでございます。こちらは左上の窓つきの封筒となっております。

1枚めくってください。次が予診票の写しでございます。実際には2枚の複写となっております。3回接種分入っております。

1枚おめくりください。次がHPVワクチンの予防接種のお知らせでございます。こちらはA3の用紙になっております。1のご案内送付の経緯のところの下から3行目には、接種は義務ではないことを説明しております。それとA3の資料の裏面のほうを見ていただいて、13のところには予防接種の効果と副反応について記載しております。その下の14には予防接種法による健康被害救済制度について記載しております。一番下でございますが、予診票の発送等へのお問い合わせ先と、予防接種を受けるにあたっての相談先が記載されております。相談に当たっては保健所の保健相談係の保健師が対応いたします。

次の資料になります。こちらのほうが区内の指定医療機関の名簿でございます。子宮頸がん検診を行っているところは右側に丸がついております。

では、1枚おめくりいただいて、次にピンクのリーフレット、「小学校6年～高校1年相当の女の子と保護者の方へ大切なお知らせ」というリーフレットがございます。こちらA3になっております。それで、裏側、3ページ目のところをご覧ください。その上の段ですね。ごめんなさい。すみません。失礼しました。2ページ目の下の四角の中をご覧ください。そこに、子宮頸がんについて、日本では毎年1.1万人の女性が子宮頸がんになり、毎年約2,800人の女性が亡くなっているということが記載されてございます。

次、3ページをご覧ください。そこで、子宮頸がんに苦しまないということで、子宮頸がんワクチンと子宮頸がんの検診が大切であるということをお知らせしております。さらにその下にはワクチンの効果とリスクが書いてございます。

このリーフレットにつきましては、最新の知見を加えまして近々改定される予定でございます。学校等にも情報提供してまいります。

続きまして、次の資料でございます。こちらは「HPVワクチンを受けたお子様と保護者の方へ」のリーフレットでございます。ワクチン接種後の注意事項が書かれております。

おめくりいただいて、次の黄色い資料になります。こちらは子宮頸がん予防接種予診票②となります。こちらは、接種当日、保護者が同伴しない場合に署名していただくものであります。こちらにも予防接種の効果と副反応のことや健康救済制度のことが記載されております。給付申請につきましては保健所にお問い合わせいただくこととなります。

それと、最後の資料になります。こちらのほうは、千代田区が平成27年から開始しております、予防接種と育児応援ナビのリーフレットでございます。

続きまして、HPVワクチンの個別通知発送準備状況についてでございますが、現在、

委託業者が予診票等の封入作業を行っております。2月25日に発送いたします。また、2月20日号の広報紙には、予診票の一斉発送について掲載しております。その中で、接種は努力義務であることを記載させていただいております。

また、医師会及び指定医療機関とも情報共有を行っており、ワクチン接種前には十分な説明をしていただくようお願いしております。また、ワクチン接種後に健康に異常があったときに備え、都内には大学病院などの専門の協力医療機関が設置され、医療体制の整備が図られております。

ワクチン接種による副反応につきましては正しい知識を普及していく必要がございます。今後も丁寧な説明を行ってまいります。また、一方で、毎年1.1万人の女性が子宮頸がん罹患し、毎年約2,800人の女性が亡くなっております。こうしたことにつきましては広く周知してまいりますので、どうかご理解、ご協力賜りますようお願いいたします。

子宮頸がん予防といたしましては、現状で考えられる最善策は、ワクチン接種に加え子宮頸がん検診以外にはございません。

なお、積極的勧奨につきましては、国の通知にもございますが、具体的には予診票を送付することとされております。

説明は以上でございます。

○池田委員長 はい。ただいま説明を頂きました。委員の皆さんから、執行機関に確認したい事項はございますか。

○長谷川委員 陳情で書かれている文章について、ご心配な点は、このHPVワクチンの予診票送付についてのところで様々書かれているところではありますけれど、例えば、必ず接種しなければいけないということではありませんということ書かれておりますけれども、そのところを太字にしたりとか、最後のところの接種を受けるに当たっての相談等のところを、もう少し分かりやすく記載していただければいいのかなという、工夫をしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○上村副参事（連絡調整担当） 既に発送業務に入っておりますので、ここはちょっと直せませんので、今後ホームページ等、その辺につきまして同じような形でさせていただきたいと思っております。

○長谷川委員 すみません。そうでしたね。発送業務に移っているということで、そうすると、広報のほうも、もう20日号はできちゃっているということでよろしいですか。

○上村副参事（連絡調整担当） さようでございます。

○長谷川委員 もう少し、そうですね、丁寧にというか、分かりやすく記載していただければよかったのかなと思いますけれども、そのほかの部分でお問い合わせがあったときに、丁寧に対応していただきたいと思います。

それで、今コロナ禍でいろいろ保健所関係が逼迫していると思われる中、この相談のところの電話がかかりづらいとか、何かそういうことが起きる可能性というのはどうでしょうか。

○上村副参事（連絡調整担当） コロナのほうの感染症の電話と今回のHPVのほうの電話は、番号が違いますので、そういったご心配はございません。

○長谷川委員 一緒じゃないというのはあれですけど、かかりづらくなるようなことがないということであれば、安心しました。やっぱりこれは副反応が強くなる方がいらっ

しゃるといふことがあるので、丁寧に、本当に丁寧に、不安がないようにお知らせして
いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○上村副参事（連絡調整担当） その辺りの対応につきましては、十分時間をかけて丁寧に
説明していきたいと考えております。

○池田委員長 西岡委員。

○西岡委員 この黄色いペーパーのほうの、後ろの3番の予防接種による健康被害救済
制度についてなんですけれども、こちらのほうの救済制度で、補償の対象になった、全部
のワクチンが対象だと思いますが、補償対象になった人数と、そのうちの今回のHPV
ワクチンの接種のこの補償の割合を教えてください。

○上村副参事（連絡調整担当） すみません。ちょっとそこは今手元に資料がございま
せんので、分かれば、また後ほどお知らせ……

○池田委員長 はい。では、調べていただきたいと思っております。

それでよろしいですか。

○西岡委員 はい。お願いします。

○池田委員長 はい。

ほかにもございますか。

○飯島副委員長 この陳情者の方の、相談支援体制・医療体制等が十分整備される前に
積極的勧奨を行わないでくださいと。本当にこのとおりだと思うんですね。国のほうの
通達でも、それを非常に強調しています。その中で、基本的に令和4年4月から順次実施
することと。なお、準備が整った市町村にあっては4月より前に実施することも可能で
あると。で、この千代田区においては4月より前倒しでやると、当委員会でも前回説明が
ございました。

じゃあ、千代田区が、この点、相談体制について、非常に整っているのかというところ
が非常に心配なわけですね。保護者の間でも、やはりどうしようかという、いろいろ疑問
が出ていますと、そういうふうに向っている中で、この前、委員会で出されて報告があつた
のは、派遣の方、派遣で保健師さんを6月まで置きますと。そこは専用の電話回線だと、
そういうようなことですよ。そのいらっしゃる方がどのような知識があるかということ
も非常に問題があると思うんですね。

今まで、ここに出されているような厚労省の概要版あるいは詳細版、それから区が出し
ている通知に書かれているようなこと、この範囲のことを回答されて、厚労省は積極的な
勧奨に今踏み切りましたので、どうぞ安心して受けてくださいというような……

（「安心……」と呼ぶ者あり）

○飯島副委員長 そうというような相談の対応では、保護者の疑問に答えられないと思うん
ですよ。そこら辺の、保健師さんへの委託の内容ですかね。それと、どの程度の知識を
持っている方なのか。私はもう、今裁判になっているわけですから、被害者の方のね、
そういう原告団の話を聞くぐらいの知識を持ったような方に対応してほしいとは思っ
ているんですね。そこら辺で、その相談体制について十分と言えるのかどうか伺いた
いと思っております。

○上村副参事（連絡調整担当） 医療職の方を募集して、その方に相談に乗っていただく
ことにはなるんですけど、ただ、その周りをサポートする人間としましては、現在、

保健所におりますベテランの保健師なり、あるいはもう少し難しい話になればドクターである所長が対応して、保健所全体で考えながら対応してまいりたいと考えております。

○飯島副委員長 だって、相談担当の保健師さんを配置するから、その方が対応するというふうにおっしゃっているわけじゃないですか。それで足りなければ保健所長も対応する。このコロナで逼迫しているときにですよ、保健所全体も大変、それから、多分、派遣会社に登録されている保健師さんというの、今結構引く手あまたというか、なかなか採用するのが難しい状況なんじゃないかなというふうに思うんですね。あえてコロナで逼迫をしているこのような中で、なぜ前倒しでやらなきゃならないのかという、その説明が非常に不十分なんですよ。なぜ前倒しをする合理性があるのかということですね。

この前、保健所長は、早くやってほしいという声があるんです。だから前倒しでやるんです。そのような答弁がありました。しかし、やってほしい方は、今だって申し込めば受けられるわけですよ。積極的勧奨でなくたって。現時点だって、受けたい方は、受けている方、毎年何人かいらっしゃいます。ですから、そのまんまで私はいいいんじゃないのかなというふうに思うんですね。

あえてコロナでほかの部署からも応援を頼まなきゃいけないような保健所の体制の中で、あえて何で前倒しで、しかもその年齢もこの該当する全年齢にやるわけですよ。国のほうでは、例えば1年ごとに年齢を変えていくとか、全年齢に毎年やらなくてもいいと。標準的な接種期間に当たる者、13歳となる日の属する年度の初日から——その学年ですよ、そこに対して行うことに加えて、それ以上にやる場合もまあいいですよ。でも、その標準的な接種期間に当たる者というのが基準なわけですよ。それなのにもっと幅を広げてやっていくということが、どうも理解できないんですね、その前倒し、前のめりということが。その合理的な何か理由があれば、答弁いただきたいと思います。

○池田委員長 どうでしょう。

保健所長。

○原田千代田保健所長 やはり予防接種を受診される方にとっては、そのたびに保健所に申請をして、予防接種票が届くのを待って受けるというのは、かなりハードルが高いということは一般に言われております。そういうこともありまして、ご希望の方にはきちんと機会を提供しなくてはいけないということで、今回こういった処置に踏み切った次第でございます。

○池田委員長 すみません。私からなんですけれども、今回のこの国が積極的勧奨の再開ということは、イコールこの今日参考資料で頂いた、送付をするというところなんだという認識を私はしています。ただ、これについては、今、副委員長も言いましたけれども、やはり陳情者も含めて、これだけで大丈夫なのかという心配な声というのはゼロじゃないのはもうご承知だと思いますから、そこについて、今、副参事の答弁もありましたけれども、前回の委員会でもそうなんだけれども、やっぱり保健所の体制というのが今コロナの対応で逼迫している。だけれども、専門の人を派遣したけれど、だけどそれでほんと十分なんですかというところは、長谷川委員もおっしゃっていた。やっぱり説明が非常に、もっと分かっていたら、不安な方というのはそういう問合せもあるんじゃないかなと思っています。その辺りのもう少し保健所の体制、強化ができるのかどうかというところを確認させていただきたいんですけれども、いかがでしょう。

○原田千代田保健所長 保健師の逼迫状況については、私もちょっと、ご指摘のとおり、じくじたるものがございます。いざとなれば私のほうでとっております、現時点では。

ただ、実質的な相談で私が予測しておりますのは、この、実は内容を理解するだけでも結構なボリュームがあると私は思っております。これ以上恐らく医療職がご相談に乗るといのは、その方の個々の事情をどう判断するかという、そういうご相談が主になるのではないかなという予測をしております。そういうことに関しましては、一般の区民の方との相談に慣れております保健師は、その方の状況、体の身体状況だけではなくて、今の周囲の状況、様々なことをお伺いしながらご不安に対応していくという、そういうのが保健師の本分でございますので、この情報、お渡ししている情報に加えて、そういった個々の方のご不安に対応していくという意味では、私ども保健師、何とか対応できるのではないかなというふうに考えております。

○池田委員長 副委員長。

○飯島副委員長 何とか対応できるのではないかな。本当に希望的なことですよ。本当に希望でしか言えないというのは、本当に保健所長もおつらい立場があるのかなとは思いますが、何とかできるんじゃないかなというふうな、そういうふうな状況で、あえてなぜ急ぐ必要があるのか。今急ぐのはコロナの対策じゃないですか。そこは本当にもう、私たちも理解、私も理解します。ただ、この子宮頸がんワクチンを急ぐ理由というのが、まだはっきりしないんですね。

このワクチンを受けたいと思っていられる方、あるいは保護者の方も、コロナのワクチンの問題もありますよね。それとの時間的な配分というのもあると思うんですね。両方のワクチンを受けるとなると。そういう意味でも、やはり今、千代田区がどうしても4月まで待たないでこの時期に前倒しでやるのか。どうしても受けたい方は、現在でも受けられる環境にはあるわけですよ。このところ、1年間に50人ぐらいずつですかね。どうなんでしょうね。その前後が、今の状況の中、積極的な勧奨はない中でも、そのぐらいの方は受けているんでしょうかね。これ、事務事業概要によると、令和2年度は1回目を受けた方が54名、3回目は30名となっていますけども、受けている途中かもしれないね、30名というのは。そのぐらいの方は希望している。強く希望すれば今でも受けられる。そこをあえてこの時期に積極的な勧奨に踏み切ったという、その合理的な理由というのが、どうもいまいち分からない。

○原田千代田保健所長 もう、そういった早期の配付をご希望される声が強かったというふうに認識しております。

○飯島副委員長 じゃあ、今のに関連して。だから、早期に受けたいという方には、今でも受けられるんですよという、その説明が十分にあれば、別に構わないんじゃないですか。早期に受けたいと、今すぐ受けたいという方には、受けられる環境はあるんだから、どうぞ受けてくださいとおっしゃればいいんじゃないですか。（発言する者あり）

○池田委員長 はい。関連で、岩佐委員。

○岩佐委員 副反応があるということで、いろんなご意見があるんだと思います。ただ、やっぱりそれだけこのワクチンを早く打たなきゃいけない、打ったほうがいいという状況は変わりがないわけで、別に、待てば待つほどいいワクチンであれば、それはそもそも打たなくていいものなので。特に、私はほかのところで性教育の話とかもちょっとやりた

いとは思っているんですけども、いろんな意味でいろんなコミュニケーションの仕方が随分に低年齢化している中で、やはり課題があると思っています。そういう中で今まで全く控えていた状況で、受けたいと思っている、あるいはあるんだったら受けたいと思っている人たちの潜在的なものが、ちょっと日本は遅れてきてしまっていると感じています。私、実際、自分の身内でやはり子宮頸がんになって大変だった事情があるものですから、どうしてもやっぱり、受けておけばよかったという、またその患者さんの、若い患者さんの声というのも聞いているものから。

要は、本当に迷っている方、受けたくない方は、やっぱりしっかりと相談体制、これは基本だと思います。先ほど保健所で用意された保健師さんではちょっと知識が不安だという副委員長からのご意見もあったんですけども、医療職、単なる医療職だけじゃ不安だよということであれば、やはりこれはきちんと、かかるお医者さんに、ドクターにお願いしていくべきだと考えているので、そこの体制をやりつつも、やはりこれは今まで全く発信していなかった状況で、打てる機会を逃してしまった、あるいは打てる、知ってたら打とうと思っていて、それを知らない人たちのためのアクションだとちょっと認識しているんですけど、そこに関してはどれぐらい、今までは、じゃあ、これだけ発信してきたよ、これだけ、いや、実は打てるんだからどんどん打ってくださいねということ、今回のように知らせてきたとか、そういったことはありますか。私はそれがなかった前提で今回があると思っているんですけども、ちょっとそこのご説明を頂けますか。

○上村副参事（連絡調整担当） 昨年9月に、こちらのほうのピンクのパンフレットのほうをお送りしまして、通知したところでございます。

（「昨年……」と呼ぶ者あり）

○池田委員長 いや、それで、それは、前回、前々回の委員会でも聞きました。一度送付しているというのは聞いたんですけども、それについて問合せ等がどれくらいあったのかというところを確認したいんですけども。

副参事。

○上村副参事（連絡調整担当） 昨年送付して、そうですね、一番多いときで25件程度、1日ございました。全体で、9月13から17にかけてピークがございまして、60件程度はその4日間で、5日間ですね、問合せがございました。

○池田委員長 岩佐委員。

○岩佐委員 珍しいと思うんです、区が発信して、そんなに、特に対象者が限られているこのワクチンの中で、1週間60件とかという問合せが来るということは、やはり受けていいかわからない、あるいは受けたいけど受けられない、いろんな悩みの方がいらっしゃるということだと思うんです。だから、一連のこの流れとしては、すごく、徐々に区が発信を始めていて、今この予診票に至ったタイミングだとは理解しています。

やはりこの、特に働いているお母さんとかですと、どうしても予診票を、登録して、また待って、そしてまたワクチンに連れていくということにまた至りにくいというのも聞いています。そういった意味でも、予診票のタイミングというのは、どこがベストでどこが駄目なのかというのは一律にはちょっと引けないと思うんですけども、やはり今回の予診票、これをお配りするのであれば、今からこのさらに不安な方に対して、不安なんだったらもう一回ご相談、不安なんだったらブレーキをかけていいですよという

ことをお知らせするのに、この予防接種のこの応援ナビですよね。これ、せっかくナビを今回いろんな意味でつくられているということで、これはこれから発信の内容が幾らでも変えられると私は思っているんですけども、今もう印刷物に関しては、ほぼあまりちょっと間に合わないかもしれない。でもこれは、やはり個別の相談とかが来たときに、しっかりとこのメールとかでも、そのメールのメニューを増やしていただいて、あるいは区内の医師会と連携して、ご相談にもっと丁寧に対応してくれるところ、あるいは本当にかかっているお医者さんに、特にこれ、婦人科にかかる場合でしたら、やっぱり今後の検診の状況もありますから、長くお付き合いすることもありますので、ワクチンだけじゃないよということで、いろんな情報をこちらのほうのナビで発信していただくということは可能でしょうか。

○池田委員長 どうでしょう。

副参事。

○上村副参事（連絡調整担当） 可能でございますので、そういった形を取らせていただきたいと考えております。

○池田委員長 米田委員。

○米田委員 ちょっと岩佐委員の関連なんですけど、相談体制、いっぱいになったらちょっと増える、増やしていただけるというのも前回のときに答弁で頂きました。それでもまだ不安な方もいらっしゃるというのは分かります。ただ、厚労省とかそういったところの相談窓口もあるということは聞いておりますので、そういうところに促すというのも、僕は大事なことなんじゃないかなと思います。岩佐委員もおっしゃったけど、印刷したやつはもうできないのであれば、さっき言われたナビのところに一覧で、こういったものがある。また専門の医療機関にも相談できると聞いておりますので、その辺のところも併せてやっていただきたいなと思うんですけど、いかがですか。

○上村副参事（連絡調整担当） そういった形で情報を発信させていただきます。

○池田委員長 はい。

河合委員。

○河合委員 陳情審査ですから、今日の追加資料で、A3判のHPVワクチンの定期予防接種の予診票送付についてと、これをずっと今読んでいたんですけども、陳情者の趣旨は1番から5番まであります。このHPVワクチン対象者の各位の文書を読んでいますと、大体これ、読む、読まないは別にして、内容的には全部網羅されていると思うんですけども、その辺の執行機関の認識だけ教えていただけますか。

○池田委員長 分かりますか。今回の陳情の内容については、先日ポストにも配付されましたけれども、さらに詳しい説明をするんだというところでA3判の書類を作成したかと思えます。そこについてしっかりと説明がなされているんじゃないかなと思いますが、その辺りの認識はいかがなんでしょうか。

○上村副参事（連絡調整担当） 保健所のほうといたしましても、十分時間をかけて、皆様に不安がないような形でこのお知らせを作成したところでございます。

○河合委員 そうですよ。私も読んでみて、いわゆる積極的勧奨といいますけども、十分相談にも乗りますよと。それから受けることができない方も書いてあるし、救済制度もあると。それから副反応についても明記されているということで、これを読めば、あと

はご自分で判断をしていただくという状況になるのかなと思うんですけども、今、議論の中のやり取りの中で、一番の問題は相談窓口の対応ですね。これだけは充実していかないと、どうしたらいいかな、皆さんは本当に打っているのか、打っていないのか。いろんなことが対象者の方は気になると思うんですね。その辺をきっちりと相談をしてあげること、これが一つ大事かなと私は思います。

また、昨日ちょっとずっと見ていたんですけども、HPVウイルスの90%というのは2年以内に自然に排出されちゃいますよということなんで、で、発症する率というのは0.15%だと。そういう情報も今後は、相談窓口でもいいんですけども、書面においても、現実はこうなんだと。副反応の率は高いですけども、実際はこうですよということも含めて今後お知らせをしていただかないといけないのかなと思いますけども、その辺、いかがでしょう。

○上村副参事（連絡調整担当） 現在分かっています最新の知見につきましても、今後情報のほうを発信してまいりたいと考えております。

○池田委員長 はい。

長谷川委員。

○長谷川委員 すみません。相談体制のところについてですけれども、今お話があったみたいに、例えば足りないときには補充するというようなお話ではありますけれども、前回チラシを配布した後に、1日当たり25件、多い日に25件相談があったということで、相談となればやっぱりある程度のお時間もかかることで、この接種券、お手紙で配付されたすぐ後とかに、やっぱり相談が増えたりするんじゃないのかなという心配があります。今これを、25日発送予定ということですけども、このコロナ禍で大変なときに、やっぱり人手が足りなかったというときに、保健所のほかの方々に負担がかかるんじゃないのかなという心配と、やっぱりその相談に対しての丁寧な相談ができなくなるという心配がすごくあるんですけども、その辺りはいかがでしょうか。

○上村副参事（連絡調整担当） 私どもも、予診票が届いてから問合せが集中することは予測しておりますので、その時期に合わせて業務のほうも考えてまいりたいと考えています。

○池田委員長 副委員長。

○飯島副委員長 今、コロナで、予定していた行事なども中止したり延期したりしています。でも、この通知についても、まだポストに入っていないわけですよ。ですから、やはりコロナの状況を鑑みて、ポストに入れるのを延期するということもありだと思っただけです。ともかく保健所は今コロナの対応に集中してほしいんですね。そういう意味でも、それで、国のほうは4月と言っているわけだし、そこをあえて前倒しをするという、そこがなかなかすっきりした答弁がないわけですけども。ポストに入れる、投函をするのを延期すると。ぜひその決断を頂きたいというふうに思うんです。その間にこの相談体制など、そのところを整えていくとか。

また、派遣の方が相談を受けるのは、予防接種を受けるかどうかに当たっただけの相談なわけですよ。受けてきた方がこんなだったということは、もう医療機関なりというところに移ってしまうわけですよ。やはり何らかの影響がすぐに出た場合にはお医者さんでもいいかもしれないけれども、大分しばらくたってからいろいろ症状が出たという方も

実際にはいらっしゃるわけだし、その長期の後追いといいますかね、そのところの体制も保健所は取る必要があると思うんですね。そういうことを十分に行って、何か受けた後にこういうことがあったら保健所にきちんと相談ができる体制、保健所もそれが取れる体制、そういうものをきちっとやってからでないと、厚労省が言っている通達で、きちんと準備ができたところ、そこは4月の前にやってもいいよと書いてありますけれども、それに該当しないんじゃないか。千代田区の今の保健所の体制では、前倒しをするということに該当しないんじゃないかと思うわけなんです。そこに対しての明快な合理的な答弁がない限り、ポストに投函するのはぜひやめてほしい。

○上村副参事（連絡調整担当） 健康被害救済制度につきましては既にもう確立されておりますので、何かあった場合はもちろん保健所のほうに相談いただければ、書類を、最終的には厚労省通じて国の審査会がございますので、そちらのほうに上げるようなシステムになっております。また、医療費とかそういった手当も国のほうから出るようになっております。

それと、連携の医療機関、専門の医療機関につきましては、東京都内に四つの大学病院がございまして、そちらのほうとも、指定の医療機関と連絡を取り合いながら、何かあったときは相談に乗っていただくと、そんな体制を組んでいます。

それとあと、このピンクのチラシにも書いてありますけれど、2ページ目のところにありますけれど、非常に最近、患者さん、2ページの下の方角の中に書いてあるんですけど、患者さんが20歳代から増え始めて、30代までのがんの治療で子宮を失ってしまうというような方が、毎年約1,200人もいるということでございますので、なるべく、今こういった制度がまた再開された機会でございますので、多くの方々に周知したいと思って、前倒しで今回予診票を送らせていただくことになりました。

○飯島副委員長 健康被害救済制度、確かに書いてあります。ただ、今、副反応だということに訴えられている方は、20か所もやっぱり医療機関、協力機関ですかね、そこを回ったけれども、結局実際的にはきちとした判断も下されないというような現状が実際あるわけなんです。なかなかこのワクチンが、その因果関係がすぐに証明できるということがなかなかないからこそ大変なわけです。しかも副反応だというふうに言われている方たちって、これも厚労省も否定ができないわけですよ、現状。副反応が非常に重篤だというのが問題なわけですよ。もう一生を棒に振った方もいらっしゃるわけだし。そういう重篤性というものを考えて、一過性の副反応とかそういうものじゃないというところで、私は非常に心配をしているんですね。

そういうことを考えて、もっと丁寧にやるんだったら、丁寧にできるだけ体制が保健所にあるときにやればいいじゃないですか。丁寧に対応できないときになぜやるのかということなんです。受けた方がいらっしゃるんだったら、どうぞ、今でも受けられますよとご案内すればいいだけの話なんだから。どうも、繰り返しになってしまいますけれども。

○池田委員長 そうですね。

○飯島副委員長 ええ。だけど、答弁が、きちとした答弁が出てこない。あえて、コロナ禍で保健所の体制が逼迫している。相談に当たる保健師さん、これから募集するけれども、保健師さんだって、やっぱり今逼迫した状況にある。そういう中であえて前倒しで

やると。そこが、どうもすっきりしないんですね。だったら危険を冒す必要はないじゃないか。もっと安心できるような体制になってからやればいいじゃないかと思います。

○池田委員長 ちょっと休憩します。

午前11時13分休憩

午前11時28分再開

○池田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

少し休憩が長くなりましたけれども、今るる委員の方から様々な質疑がありました。改めてこの件については、本当に対象者の方にとっては大事なこともかもしれません。それについては、保健所の体制がしっかりと強化されて、相談も含めたケアも必要かと思っておりますので、保健所の体制について、改めてもう一度確認をさせていただきたいと思っております。

保健所長。

○原田千代田保健所長 発送後のご相談に関しましては、保健所保健師でしっかり対応していきたいと思っておりますので、ご安心いただければと存じます。さらにホームページ、あるいは様々なSNS等で随時の柔軟な情報提供体制を取っていきたく存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○池田委員長 はい。以上で質問のほうは終わりにしたいと思います。

取り扱いはいかがいたしますか。これまでの今の陳情審査についてのやり取りを含めて、丁寧に保健所のほうが対応するというところで、陳情者の方にはお返すするという形でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。ありがとうございます。それでは、その旨執行機関に申し入れることとし、審査終了といたします。

以上で陳情審査を終わります。